

公共建築物等木材利用促進法の改正

- ①脱炭素社会の実現を位置付け
- ②木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

追加

施行期日
令和3年10月1日

題名 **脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**

木材利用の意義について基本理念を新設（新第三条） **新設**

木材利用促進本部を設置（新第二十五条） **新設**

農林水産大臣（本部長）
総務大臣、文科大臣
経産大臣、国交大臣
環境大臣他
関係大臣で構成

建築物における木材利用促進に関する基本方針を策定・実施の推進等

追加

基本方針等の対象を公共建築物から建築物に拡大

第一条 目的

- 公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

関係者の役割

第三条 国の責務

（新第四条）

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成等

維持

第四条 地方公共団体の責務

（新第五条）

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

維持

第五条 事業者の努力

（新第六条）

- 事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努める

追加

林業・木材産業の事業者の木材の安定供給に係る努力義務を規定

第六条 国民の努力

（新第七条）

- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

維持

基本方針等の策定

第七条 基本方針

（新第十条）

- 農林水産大臣・国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第八条 都道府県方針

（新第十一条）

即して定める

第九条 市町村方針

（新第十二条）

①建築物木材利用促進協定制度の創設

（新第十五条）

- 協定内容を誠実に履行
- 協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置

新設

②建築物における木材の利用を促進するための必要な措置

木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日)（新第九条）、表彰（新第三十一条）を規定

新設

脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開

